

SB50 サイドイベント：炭素市場及び気候資金のための東アフリカ・アライアンス 傍聴報告

(一社) 海外環境協力センター

本記事は、2019年6月17日～24日にドイツ・ボンで開催された気候変動枠組条約第50回補助機関会合（SB 50）におけるサイドイベントの傍聴報告です。

- タイトル：炭素市場及び気候資金のための東アフリカ・アライアンス（East African Alliance on Carbon Markets and Climate Finance）
- 日時：2019年6月21日（金）18:30–19:30
- 主催：UNFCCC, GIZ
- 場所：Room Berlin
- プレゼンター：Mr. James Grabert (UNFCCC), Ms. Bianca Gichangi (Kenya), Mr. Mbaye Diagne (Senegal), Mr. Ousmane Fall (West Africa Alliance on Carbon Markets and Climate Finance, Senegal)
- モデレーター：Mr. Chebet Maikut (Ministry of Water and Environment, Uganda), Mr. Sven Egebrs (GIZ, Uganda)

■ 概要

本サイドイベントにおいて「炭素市場及び気候資金のための東アフリカ・アライアンス（East African alliance on Carbon Markets and Climate Finance）」が正式に設立された。このアライアンスは、GIZ、UNFCCC 事務局、UNFCCC カンパラ地域協力センターに支援されており、現在、ブルンジ、エチオピア、ケニア、ルワンダ、タンザニア、ウガンダの国々で構成されている。アライアンスにおいて現在進行中及び計画されている活動が紹介され、既に活動している「炭素市場及び気候資金のための西アフリカ・アライアンス（West African alliance on Carbon Markets and Climate Finance）」の状況について共有された。

■ 発表内容

1. Mr. James Grabert (UNFCCC)

- 炭素市場は気候資金を動員するための一つのツールであり、CDM は 3 千億ドル以上のグリーン投資を生み出すという偉大な成功事例を示している。
- 東アフリカの複数の国が NDC の実施のために炭素市場を活用することを言及している。本アライアンスでは、地域内及び西アフリカとの地域間でお互いが学びあい、メンバー国が専門家及び UNFCCC 交渉のキャパシティを強化することを支援する。
- UNFCCC はアフリカにおいて技術支援及びトレーニングの機会を提供することに関わ

ってきた。CIA-CA プロジェクトは各国がカーボン・プライシング施策を検討するための支援を行っており、最近ではカンパラ地域協力センターと UNEP により東アフリカ地域でのカーボン・プライシング調査が行われている。UNFCCC は更にこのような支援を行っていききたい。

2. Ms. Bianca Gichangi (Kenya) : 炭素市場及び気候資金のための東アフリカ・アライアンス (East African alliance on Carbon Markets and Climate Finance)

- 本アライアンスの初期コンセプトは 2017 年 9 月に起案された。現在のメンバー国はブルンジ、エチオピア、ケニア、ルワンダ、タンザニア、ウガンダから構成され、将来的にはメンバー数が増加することを期待している。アライアンスを設立させるため、「炭素市場及び気候資金のための西アフリカ・アライアンス (West African alliance on Carbon Markets and Climate Finance)」から多くのインスピレーションを得た。
- アライアンスの主な目的
 - 東アフリカ諸国の長期的な立ち位置を強化することで、国際炭素市場への参加を促し、地域が NDC 実施のための気候資金にアクセスするためのキャパシティを向上させる。
- アライアンスの具体目標
 - 地域での炭素市場及び気候資金に関する共通認識の促進
 - パリ協定 6 条の実施のための準備支援
 - 市場メカニズム及び気候資金に係る UNFCCC 交渉及び他国際交渉への、地域からの交渉団による積極的かつより良く連携した参加
- 各国ごとにアライアンスのフォーカルポイントを任命しており、各国ごとにニーズに基づく作業計画が策定される。現在、以下の活動がアライアンスにおいて計画されている。
 - プレ COP のための交渉官研修 (2019 年 10 月)
 - 地域での調整のための地域気候変動ラウンドテーブルの実施
 - チリ COP25 へのフォーカルポイント参加のための支援
 - ケニアでの系統電力排出係数
 - 気候資金のイノベーターとの協力 : CDM プロジェクトのパリ協定の移行のための東アフリカの CDM ポートフォリオ分析
 - 民間企業の炭素市場への参加のための第 6 条に係る啓発ワークショップ (2019 年 9 月)

3. Mr. Mbaye Diagne (Senegal) : 東アフリカ地域の第 6 条交渉へのインプット強化のためのアライアンスの役割

- 京都メカニズムが策定された際のマラケシュの COP7 にアフリカ諸国はしっかりと参加していなかった。CDM のルールが策定された後で、それを変更するのは困難であり、

アフリカ諸国がこれに関与し CDM プロジェクトを開発するまでには多くの時間がかかり、現在でもそのシェアは小さい。

- 一方で、多くの改善もなされてきた。CDM 制度の複雑さが批判され、CDM 理事会において我々及びそのパートナーの意見が考慮され、方法論や手続きに関していくつかの変更が行われた。
- 現在、全ての国が削減目標を設定し、それを達成する必要がある。しかし同時に、民間セクターが GHG 排出削減のオーナーであり、プロジェクトを利益の出るものにする立場にある。CORISA、ボランティア・マーケット、国内カーボン・プライシング施策によって、彼らを炭素市場に巻き込んでいこう。
- UNFCCC 交渉に向けて準備を整え、またプロジェクトを展開するために、炭素市場／メカニズムにおける地域での政府、地方政府、民間セクターへの十分なキャパシティ・ビルディングが重要である。
- 例えば、ケニアとウガンダなどアフリカの国同士での 6 条 2 項における協力的アプローチも可能である。
- 交渉に関しては、交渉に参加するために今何が進行しているのか分かっている人間が必要である。交渉前の戦略会議及び準備会議が効果的であり、これをアライアンスにおいて実施することができる。全てのアフリカ諸国が交渉に参加すべきであり、南アフリカ及び北アフリカにもアライアンスが設立されることを期待している。

4. Mr. Ousmane Fall (West Africa Alliance on Carbon Markets and Climate Finance, Senegal)

- 西アフリカのアライアンスは 2016 年の COP22 期間中に設立された。メンバー国を募ってアライアンスの運用を開始し、地域にある 16 か国全てがメンバーとして加盟した。
- アライアンス開始の最初のステップとして、テーマ別に取り組む 4 つのグループを作成した：1) 気候資金、2) カーボン・プライシング、3) 技術移転、4) 透明性。GIZ、UNFCCC 事務局、UNFCCC ロメ地域協力センターの支援により、具体的な取組のための作業計画を策定できた。最も重要な取組は、活発な交渉を行い新しい市場メカニズムに関して優位に立つための交渉の準備である。
- 6 条における炭素市場への準備に向けてより組織化されたガバナンスの仕組みを整えるため、アライアンスはナイジェリア及びトーゴを対象に準備支援を提供した。この支援が他国へも拡張されることを期待している。
- また、いくつかの試行取組も実施している。例えば、セネガルでは世界銀行の支援により試行クレジット制度を実施している。アライアンスにより、ある国での経験及び知見の普及を助けることができる。
- IT ベースの炭素市場プラットフォームを開発したいと考えており、これには将来のクレジット取引を促進するために地域の CDM ポートフォリオが含まれる。

- 試行取組として、セネガル及びスイスの **KLIC Foundation** は将来的な ITMO 取引の課題について議論をしている。
- 大きな課題の一つは、より具体的な取組を実行することであり、主に民間セクターの巻き込みを進めていくことである。セネガルやコートジボワールなどの国では炭素税のようなカーボン・プライシングの実施を検討しており、ステークホルダーを巻き込んで、地域レベルでの統合について検討する必要がある。
- 西アフリカでは、共通の市場、経済、通貨、エネルギー効率及び再生可能エネルギーの戦略を有している。この観点から、西アフリカ電力市場「**West Africa Power Pool: WAPP¹**」を昨年設立した。

5. アライアンスのメンバー国からの参加表明

- ルワンダ、ケニア、エチオピア、ブルンジ、タンザニアから参加表明の挨拶が行われた。

■ 質疑応答セッション（敬称略）

Q1. ボツワナの交渉官：ステークホルダーによる技術ミーティングについて、**GCF** の国家指定機関 (**NDA**) 及び民間セクターは加わっているか？法的枠組みがどのように民間セクターの参加を促す環境を創ることができるか？

A1. Bianca Gichangi (Kenya): 市場を取り込むための法的枠組みについて、ケニアには「気候変動取組計画」により実施される「気候変動法」がある。2017年には「気候資金政策」を策定し、この中で市場メカニズムの活用について言及している。また、既に **CDM** においては民間セクターの参加がこれまでもあり、彼らは将来の炭素市場にも興味を示している。

Q2. Ethiopia：カーボン・プライシングだけでなくアライアンスによる気候資金に関する取組についても知りたい。

A2. UNFCCC Kampala：気候資金に関して、これまで地域での公民セクター参加の取組を行ってきており、例えば **UNDP** の **NDC** 支援プログラムや **GIZ** ウガンダと連携している。

¹ <http://www.ecowapp.org/>